

平成29年3月12日  
スタート

# 改正道路交通法が施行されます

裏面もご覧ください!

リスクの高い運転者への対策

## 高齢運転者 対策の推進

### 1. 新設 臨時認知機能検査・ 臨時高齢者講習

#### ● 臨時認知機能検査

改正前は3年に1度の免許証の更新のとき  
だけ受けることとされていた認知機能検査につ  
いて、一定の違反行為があれば、3年を待たず  
に、受けることになります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下した  
ときに起こしやすい違反行為をしたときは、  
新設された「臨時認知機能検査」を受けな  
ければなりません。



#### 【一定の違反行為の例】

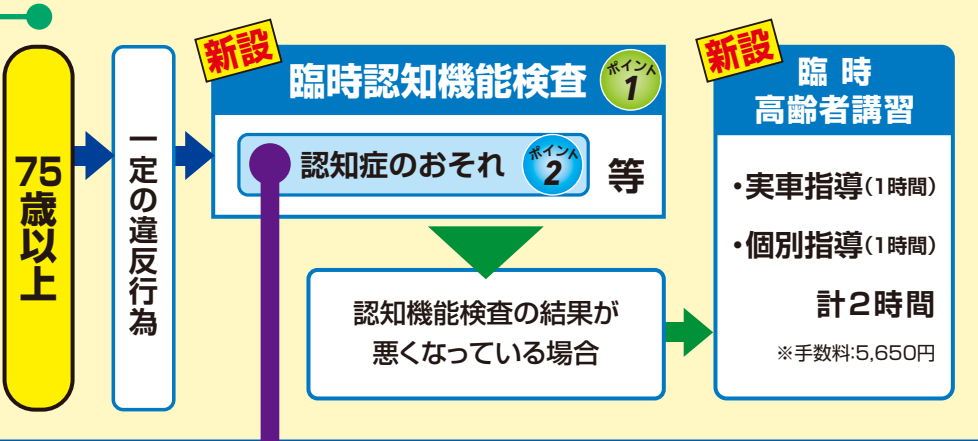
- ・信号無視
- ・通行区分違反
- ・一時不停止 等

#### ● 臨時高齢者講習

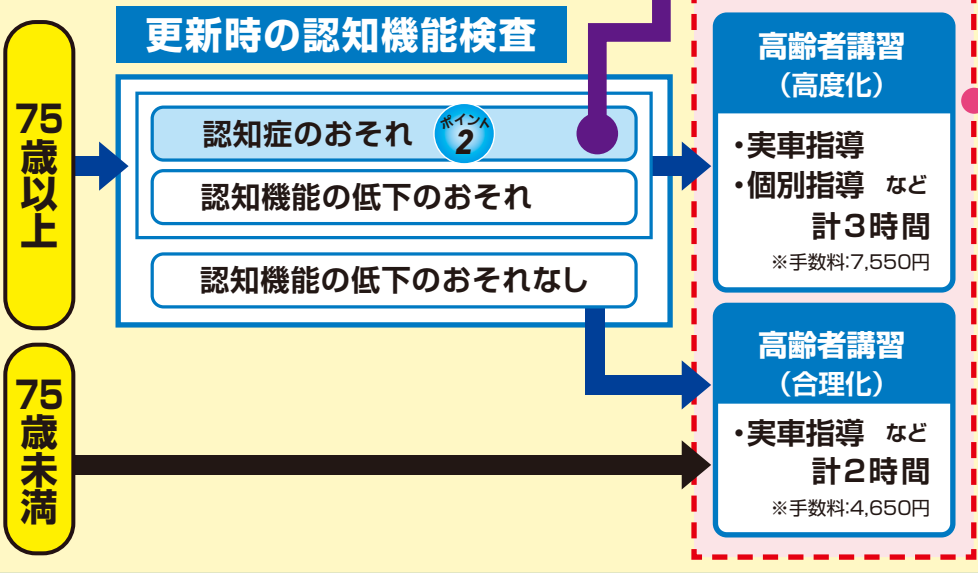
臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下  
が運転に影響するおそれがあると判断され  
た高齢者は、新設さ  
れた「臨時高齢者講  
習」(個別指導と実車  
指導)を受けなければ  
なりません。



### 一定の違反行為をしたとき



### 運転免許証を更新するとき



## 2. 臨時適性検査制度の 見直し

改正前と異なり、認知機能検査で認知症の  
おそれがあると判定された方は、違反の有無を  
問わず、医師の診断を受けることになります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検  
査で認知症のおそれがあると判定された方  
は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、又  
は、命令に従い主治医  
等の診断書を提出しな  
ければなりません。

※医師の診断の結果、認知  
症と判断された場合は運  
転免許の取消し等の対象  
となります。



## 3. 高齢者講習の 合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の  
内容等が変わります。高齢者講習は、75歳  
未満の方や、認知機能検査で認知機能の低  
下のおそれがないと判定された方に対して  
は2時間に合理化(短縮)されます。その他  
の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習  
となります。

